十勝川源流部原生自然環境保全地域

〇原生自然環境保全地域の指定 (昭和52年12月28日 環境庁告示第110号)

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定に基づき、次の区域を 十勝川源流部原生自然環境保全地域に指定し、同条第4項の規定に基づき、その区域 を次のとおり公示する。

この原生自然環境保全地域の区域図は、環境庁、北海道庁及び新得町役場に備えつけて供覧する。

1 区域の所在地北海道上川郡新得町

2 区域

北海道上川郡新得町内国有林十勝西部地域施業計画区新得事業区199林班い及び3の各小班、200林班い小班、201林班、202林班い小班並びに203林班

3 区域図(省略)

〇保全計画の決定 (昭和52年12月28日 環境庁告示第111号)

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第15条第1項の規定に基づき、十勝川源流 部原生自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第2項の規定に基づ き、その概要を次のとおり公示する。

- 1 保全のための規制に関する事項 立入制限地区の指定は行わない。
- 2 保全のための施設に関する事項 保全施設を次のとおり設ける。
 - (1) 施設の種類標識その他これに類する施設
 - (2) 位置 北海道上川郡新得町(字屈足トムラウシ)